

警 察 署 協 議 会 会 議 録

春日警察署協議会

開催年月日時	令和4年7月19日 午後4時30分から午後5時50分まで	
開催場所	春日警察署 5階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下14名
	警 察 署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、 地域管理官、刑事管理官、交通管理官、警備課長、 総務課長、総務第二係長
議 事 概 要		
<p>【事務連絡】 事務局（総務課長）から 警察署協議会委員の皆様には各種警察活動に対する理解を深めていただくため、警察官の服装や装備品等の点検を行う通常点検に点検官として参加、生活安全部門や交通部門等が行う各種行事やキャンペーン等への参加、地域部門が毎月作成している交番だよりを受領した際など、あらゆる機会を通じて警察活動を肌で感じていただき、今後も意見や要望をお寄せいただきたい。 旨の説明がなされた。</p> <p>【冒頭挨拶】 会長から コロナ情勢により、委員が集まる機会が少ない中で会議を開催していただきお礼を申し上げる。 早く懇親会もできるような日常に戻ってほしいと願っている。 旨の挨拶がなされ、副会長から 先日東京から来たマスコミの取材陣が管内の雰囲気の良いさに驚いていた。 それは、治安の良さが感じられたこと、インタビューをしたら喜んで受けてくれたこと、男性がごみ拾いをしていたことなどだったようだ。 地域を盛り上げていくために警察と地域住民が手を取り合っているということにも驚いていた。 この平和なまちを作っている各代表者が集まったの協議会は大変有効だと感じられるため、時間がない中で私も市民のために役立つ会議ができればと思っている。 旨の挨拶がなされた。</p>		

議 事 概 要

【報告事項1 令和4年上半期の管内治安情勢】

署長から

本日はお忙しい中、また非常に暑い中お集まりいただき、感謝申し上げます。
先ほど事務局から説明がなされた事項について補足をする、前回の協議会で「協議会は単に管内の犯罪や交通事故等の情勢だけでなく、警察署が行っている様々な業務や署員が管内の皆様の安全を確保するために一生懸命頑張っている姿、苦勞も知っていただき、できれば見ていただきたい。」と述べたが、協議会委員は地域住民の代表者であり、かつ、警察署最大の理解者、あるいは地域・職域に大きな影響力を持った皆様に警察官の日常の仕事やその苦勞を知っていただくことが警察活動への理解・協力・支援の輪を広げるだけでなく、第一線現場の警察署職員の大きな励みになると考えている。お忙しいのは十分理解しているが、都合がつく行事や興味がある行事については御参加いただくようお願い申し上げます。

旨の挨拶がなされるとともに

- 春日署管内の犯罪情勢（令和4年1～6月）
 - ・ 刑法犯認知件数
 - ・ 各市の犯罪発生状況
- 管内のニセ電話詐欺被害件数（令和4年1～5月）
- 春日署管内交通事故情勢（令和4年1～6月）

について報告がなされた。

会長から「犯罪が減ったとよく耳にするが、実際にそうなのか。」旨質問があり、署長が「刑法犯認知件数はピーク時に比べると87%減少しているが、1件1件の事案処理に多くの時間を要する傾向になっており、現場の警察官の苦勞も増えているのが現状である。」旨回答した。

【報告事項2 令和4年4月協議会の要望に対する回答】

交通管理官から「前回要望があった2件について当署の取組結果を回答する。まず、日々通学路等で保護誘導活動をしているボランティア団体の方に正しい保護誘導の講習をしてもらえないかとの要望については、5月29日（日）、団体員約70人に対し、管内の小学校の体育館で講習会をした後に正門前で実践指導を行った。講習会には市長、教育長、市の安全安心課長等も参加した。次に、小学校等の正門付近で警戒に従事していただきたいとの要望については、夏の交通安全県民運動も重なり、管内の小学校正門前において、校長やボランティア団体の方と共に保護誘導活動や情報交換を行い、警察署のパトカーも登下校時の見守りを実施した。」旨報告がなされ、委員が「保護誘導活動は年配の方ほど忘れていることもあるため繰り返し講習などを受ける必要があり、今回も実技をしてもらったことが非常に役立った。ある小学校校長によると、講習に来てもらった以降に朝の交通状況を確認していると、日ごろ速度を出している車も速度が緩やかになったように感じられ、非常にありがたいと言っていた。」旨発言した。

議 事 概 要

【報告事項3 警察署の会計業務】

会計管理官から「警察に届けられた落とし物がその後どうなるか」について説明がなされた。

会長から「届け出た落とし物が実際に持ち主に返されたか拾得者には分からないのか。」旨質問があり、会計管理官が「拾得者に対する連絡は、拾得者が権利やお礼の電話を主張している場合はハガキまたは電話等で連絡をする。」旨回答した。

委員から「拾得物を届け出るまでの期間が7日間というのは短い気がするが、この期間は変わらないのか。」旨質問があり、会計管理官が「7日間というのは遺失物法という法律に基づいて、拾得者は7日以内に警察署長に提出することと決められている。遺失者にとっては一日でも早く返ってきてほしいという思いもあるだろうから、少しでも早く届け出ただけだとありがたい。」旨回答した。

委員から「犬や猫を拾った方は、飼い主が現れないときには拾得者が飼うことができるという話を聞いたことがあるが、保健所に行かず拾得者が育てるケースがあることに驚いた。どういった場合にそうなるのか。」旨質問があり、会計管理官が「犬や猫を拾った方で、このまま保健所に行くのは可哀想という思いから善意で飼ってくれる方に飼育をお願いすることが多い。本来であれば警察署で飼育したいが設備もなく飼育ができないことから、こういった善意を持った方には3ヵ月飼ってもらい、その間に飼い主が見つかったら返還し、見つからなければその方に所有権が移行し引き続き飼ってもらえることができる。」旨回答した。

また、委員が「約10年前から猫の保護活動を娘と一緒にしているが、その保護件数も1,000匹を超えた。筑紫野署、春日署から広がり、小倉北署、早良署などからも猫を保護した際の連絡が来ている。3ヵ月後の所有権取得までに猫も成長することから、飼い主が見つかるなどした場合には返してもらうことを約束し、善意の方にはそのことを了承してもらった上で3ヵ月間育ててもらうことを依頼している。警察から連絡がある猫は、そのほとんどが虐待を受けていた、目を潰されていたなど重病なものも多く、手術や治療費だけで何百万円もかかるケースが多い。」旨発言した。

【追加の報告事項 西鉄天神大牟田線の連続立体高架化事業に伴う交通規制】

交通管理官から「当初の予定より約1年半遅れの令和4年8月27日から翌28日に日付が変わる深夜時間帯で一斉に西鉄雑餉隈駅から下大利駅までの線路が切り替えとなる。春日署管内では春日原駅から下大利駅までの約3キロメートル、この間にある12か所の踏切について線路上にカバーを被せて車両が通れるように対応、また停止線や警報器、遮断機の効力をなくす予定である。線路に沿った脇道から踏切のある道路に右左折する場合は一時停止する必要があるが、この効力は継続させる。主な目的は渋滞の緩和、踏切事故をなくすことであるが、実際にどういった交通状況になるか分からないことから、適宜検証しながら問題点を抽出し、対策を考えていきたい。今後の状況については次回の協議会でも報告予定である。」旨説明がなされた。

【閉会】

以上で第2回春日警察署協議会を閉会する。